
定期預金等規定集

東山口信用金庫

2020年4月現在

お客さまへ

いつも東山口信用金庫をご利用いただき、まことにありがとうございます。

お預入れいただきました各種定期性預金は、その種類に応じ、本規定集に記載した規定によりお取扱いいたします。

つきましては、ぜひご熟読のうえ、お備えおきくださるようお願い申し上げます。

- ・証書、通帳類と共に保管願います。
- ・お届印章と証書、通帳類とは別々に保管された方が安全です。

目次

1. 期日指定定期預金規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
2. 自動継続期日指定定期預金規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ○ ページ

- 3. 自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)・・・○ページ
- 4. 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)・・・○ページ
- 5. 自由金利型定期預金規定(大口定期預金)・・・○ページ
- 6. 自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)・・・○ページ
- 7. 変動金利定期預金規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・○ページ
- 8. 自動継続変動金利定期預金規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・○ページ
- 9. 積立定期預金規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・○ページ
- 10. 定期預金共通規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・○ページ
- 11. 盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん
ならびに本人確認の取扱に関する特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・○ページ

期日指定定期預金規定

1. (預入れの最低金額)

期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは、1口1,000円以上とします。

通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応答日(証書(通帳)記載の据置期間満了日)から証書(通帳)記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1カ月前までに通知をしてください。なお、この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

(3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

(4) 指定された満期日から1カ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定がなかったものとして扱います。指定された満期日から1カ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 1年以上2年未満・・・・・・・・証書(通帳)記載の「2年未満」の利率

- ② 2年以上……………証書（通帳）記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を各種定期預金共通規定第4条1項の規定により満期日前に解約する場合および各種定期預金共通規定第4条4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- ① 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6カ月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6カ月未満……………2年以上利率×50%
- ④ 1年6カ月以上2年未満……………2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6カ月未満……………2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6カ月以上3年未満……………2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、各種定期預金共通規定が適用されるものとします。

以上

自動継続期日指定定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) 自動継続期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
- ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応答日（証書（通帳）の据置期間満了日。継続を

したときにはその継続日の1年後の応答日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1カ月前までに通知してください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

②継続停止の申出があり、満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。)は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

(2) 指定された満期日から1カ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定がなかったものとしてします。指定された満期日から1カ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

(3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約するときは満期日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

① 1年以上2年未満……………証書(通帳)記載の「2年未満」の利率

② 2年以上……………証書(通帳)記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます)。

(2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。ただし利率については金融情勢の変化により変更することがあり、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。

(3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金し、または元金に組入れます。

(4) 指定された満期日から1カ月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金を各種定期預金共通規定第4条1項の規定により)満期日前に解約する場合および各種定期預金共通規定第4条4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率

- ② 6 カ月以上 1 年未満…………… 2 年以上利率×40%
- ③ 1 年以上 1 年 6 カ月未満…………… 2 年以上利率×50%
- ④ 1 年 6 カ月以上 2 年未満…………… 2 年以上利率×60%
- ⑤ 2 年以上 2 年 6 カ月未満…………… 2 年以上利率×70%
- ⑥ 2 年 6 カ月以上 3 年未満…………… 2 年以上利率×90%

(6) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

4. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、各種定期預金共通規定が適用されるものとします。

以上

自由金利型定期預金(M型)規定 (スーパー定期)

1. (預入れの最低金額)

自由金利型定期預金 (M 型) (以下「この預金」といいます。) の預入れは、1 口 1,000 円以上とします。

通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2. (預金の支払時期)

この預金は、証書 (通帳) 記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。

[単利型]

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数 (以下「約定日数」といいます。) および証書 (通帳) 記載の利率 (以下「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の 2 年後の応答日から預入日の 5 年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の 1 年前の応答日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書 (通帳) 記載の中間利払利率によって計算した中間利払額 (以下「中間払利息」といいます。) を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された

方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応答日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
 - B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - C. 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。
- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

[複利型]

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの約定日数および証書・通帳記載の約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を各種定期預金共通規定第4条1項の規定により満期日前に解約する場合および各種定期預金共通規定第4条4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（複利型は6か月複利の方法により計算）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応答日から預入日の3年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×50%
 - C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応答日から預入日の4年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×20%
 - C. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×20%
 - D. 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×20%
 - E. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×40%

F. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×40%

G. 3年以上4年未満……………約定利率×60%

③ 預入日の4年後の応答日から預入日の5年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×15%

C. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×15%

D. 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×15%

E. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×30%

F. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×30%

G. 3年以上4年未満……………約定利率×50%

H. 4年以上5年未満……………約定利率×50%

④ 預入日の5年後の応答日を満期日としたこの預金の場合

A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×10%

C. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×10%

D. 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×10%

E. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×20%

F. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×20%

G. 3年以上4年未満……………約定利率×40%

H. 4年以上5年未満……………約定利率×40%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、第3条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行(通帳への記載)をしないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。

5. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、各種定期預金共通規定が適用されるものとします。

以上

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定 (スーパー定期)

1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金 (M型) (以下「この預金」といいます。) は、証書 (通帳) 記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金 (M型) に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日 (継続をしたときはその満期日) までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。

[単利型]

この預金の利息は、預入日 (継続をしたときはその継続日。以下、同じです。) から満期日の前日までの日数 (以下「約定日数」といいます。) および証書・通帳記載の利率 (継続後の預金については第1条2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書・通帳記載の中間利払利率 (継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。) によって計算した中間利払額 (以下「中間払利息」といいます。) を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応答日を満期日としたこの預金 (以下「自動継続自由金利型2年定期預金 (M型)」) といいますが、) に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) を差引いた利息の残額 (以下「満期払利息」といいます。) は満期日に支払います。
- ③ この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

A. 預入日の1カ月後の応答日から預入日の2年後の応答日の前日までの日を満期日とし

たこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

B. 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

(a) 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

(b) 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこの自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

C. 預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

D. 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

〔複利型〕

この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの約定日数および証書（通帳）記載の約定利率によって6カ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を各種定期預金共通規定第4条1項の規定により満期日前に解約する場合および各種定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（複利型は6カ月複利の方法により計算）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1カ月後の応答日から預入日の3年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

② 預入日の3年後の応答日から預入日の4年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×20%
- C. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×20%
- D. 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×20%
- E. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×40%
- F. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×40%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×60%

③ 預入日の4年後の応答日から預入日の5年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×15%
- C. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×15%
- D. 1年6月以上2年未満……………約定利率×15%
- E. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×30%
- F. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×30%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×50%
- H. 4年以上5年未満……………約定利率×50%

④ 預入日の5年後の応答日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×10%
- C. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×10%
- D. 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×10%
- E. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×20%
- F. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×20%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×40%
- H. 4年以上5年未満……………約定利率×40%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行（通帳への記載）をしないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

(3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、第2条第1項第3号Bの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

4. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、各種定期預金共通規定により取扱います。

以上

自由金利型定期預金規定 (大口定期預金)

(非自動継続型)

1. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書・通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年ごとの応答日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を各種定期預金共通規定第4条1項の規定により)満期日前に解約する場合および各種定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（少数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1カ月後の応答日から預入日の3年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

② 預入日の3年後の応答日から預入日の4年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×20%
- C. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×20%
- D. 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×20%
- E. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×40%
- F. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×40%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×60%

③ 預入日の4年後の応答日から預入日の5年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×15%
- C. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×15%
- D. 1年6月以上2年未満……………約定利率×15%
- E. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×30%

F. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×30%

G. 3年以上4年未満……………約定利率×50%

H. 4年以上5年未満……………約定利率×50%

④ 預入日の5年後の応答日を満期日としたこの預金の場合

A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×10%

C. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×10%

D. 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×10%

E. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×20%

F. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×20%

G. 3年以上4年未満……………約定利率×40%

H. 4年以上5年未満……………約定利率×40%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(5) (規定の適用)

この規定に定めない事項については、各種定期預金共通規定が適用されるものとします。

以上

自動継続自由金利型定期預金規定 (大口定期預金)

〈自動継続型〉

1. (自動継続)

(1) 自動継続自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数

(以下「約定日数」といいます。) および証書 (通帳) 記載の利率 (継続後の預金については、第1条第2項の利率 (以下「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応答日での間に到来する預入日の1年ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書 (通帳) 記載の中間利払利率 (継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算した中間利払額 (以下「中間払利息」といいます。) を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) を差引いた利息の残額 (以下「満期払利息」といいます。) は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。
- ① 預入日の1ヶ月後の応答日から預入日の2年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書 (通帳) とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合の利息 (中間払利息は除きます。) は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を各種定期預金共通規定第4条1項の規定により満期日前に解約する場合および各種定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息 (以下「期限前解約利息」といいます。) は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日、以下同じです。) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (少数点第3位以下は切捨てます。) によって計算し、この預金とともに支払います。
- ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を清算します。
- ① 預入日の1カ月後の応答日から預入日の3年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×50%

C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

② 預入日の3年後の応答日から預入日の4年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×20%

C. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×20%

D. 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×20%

E. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×40%

F. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×40%

G. 3年以上4年未満……………約定利率×60%

③ 預入日の4年後の応答日から預入日の5年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×15%

C. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×15%

D. 1年6月以上2年未満……………約定利率×15%

E. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×30%

F. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×30%

G. 3年以上4年未満……………約定利率×50%

H. 4年以上5年未満……………約定利率×50%

④ 預入日の5年後の応答日を満期日としたこの預金の場合

A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率

B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×10%

C. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×10%

D. 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×10%

E. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×20%

F. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×20%

G. 3年以上4年未満……………約定利率×40%

H. 4年以上5年未満……………約定利率×40%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(6) (規定の適用)

この規定に定めない事項については、各種定期預金共通規定が適用されるものとします。

以上

変動金利定期預金規定

〈非自動継続型〉

1. (預金の支払時期)

変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応答日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応答日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。

[単利型]

- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応答日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（通帳）記載の中間利払利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
- A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
- B. 預金口座へ振替える場合には、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- ② 中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

[複利型]

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6カ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を各種定期預金共通規定第4条1項の規定により満期日前に解約する場合および各種定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。

[単利型]

預入日の6カ月後の応答日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数、また預入日の6カ月後の応答日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）

との差額を清算します。

- ① 預入日の1年後の応答日から預入日の3年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×50%
 - C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応答日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B. 6ヶ月以上1年未満……………約定利率×40%
 - C. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×50%
 - D. 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×60%
 - E. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×70%
 - F. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×90%

[複利型]

預入日から解約日の前日までの日数および第3項第2号の利率によって6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、各種定期預金共通規定により取扱います。

自動継続変動金利定期預金規定

1. (自動継続)

(1) 自動継続変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6カ月後の応答日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応答日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6カ月後の応答日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によつ

て計算し、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。

[単利型]

- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および証書(通帳)記載の中間利払利率(第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- ② 中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

[複利型]

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6カ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。

- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息は除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を各種定期預金共通規定第4条1項の規定により満期日前に解約する場合および各種定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、単利型、複利型それぞれ次のとおり支払います。

[単利型]

預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6カ月後の応答日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数、また預入日の6カ月後の応答日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

- ① 預入日の1年後の応答日から預入日の3年後の応答日の前日までの日を満期日としたこ

の預金の場合

- A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

② 預入日の3年後の応答日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×40%
- C. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×50%
- D. 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×60%
- E. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×70%
- F. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×90%

[複利型]

預入日から解約日の前日までの日数および第3項第2号の利率によって6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、各種定期預金共通規定により取扱います。

以上

積立定期預金規定

1. (預入れの期限等)

- (1) 積立定期預金(以下「この預金」といいます。は、通帳記載の満期日の3か月前までは自由に預入れができます。
- (2) この預金の預入れは1回1,000円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。
- (3) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって

2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。

利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額については、その預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を各種定期預金共通規定第4条1項の規定により満期前に解約する場合および各種定期預金共通規定第4条4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率

② 6カ月以上1年未満……………第1項の適用利率×50%

③ 1年以上3年未満……………第1項の適用利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、各種定期預金共通規定により取扱います。

以上

定期預金共通規定

1. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の場合は当該受入れの記載を取消し、証書の場合は証書と引換えに当店で返却します。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第4条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りする

ものとしします。

3. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書（通帳の場合は、当金庫所定の払戻請求書）の所定の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。
- (3) 期日指定定期預金の場合、預金の一部の金額を解約する時または書替継続する時は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとしします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

5. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等)

(1) この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この証書(通帳)や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書(通帳)の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(3) 証書(通帳)を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

6. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および証書(通帳)は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっている

るものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 第1項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとします。証書は所定の受取欄に届出印を押印し、通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ②複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (規定の変更)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん ならびに本人確認の取扱いに関する特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、個人のお客様（以下「預金者」といいます。）が当金庫に有する預金および定期積金（以下「預金等」といいます。）で、払戻し（解約、書替継続による払戻しならび

に当座貸越を利用した借入を含みます。以下同じ。)の際に、届出の印章により記名押印し、通帳または証書(以下「通帳等」といいます。)を提出する預金等について適用されます。

(2) この特約は、以下の取扱いを定めるものです。

① 盗取された通帳等を用いて預金等の不正な払戻しが当金庫の本支店の窓口で行われた場合における取扱い

② 本人確認(預金等の払戻しにおける権限の確認をいいます。)に関する取扱い

(3) この特約は、各種預金規定および定期積金規定(以下「原規定」といいます。)の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. (盗難通帳等による預金等の不正な払戻し等)

(1) 盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻し(以下「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 通帳等の盗難に気がついてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失(重大な過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳等が盗取された日(通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日。)から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

- B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明をおこなったこと
- ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることは出来ません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3. (預金等の払戻しにおける本人確認)

預金等の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以上